～譲渡会で譲り受けたい「猫」が決まったら～

1. 譲渡申込書類（下記⑴～⑶または⑴～⑷）を提出。
   1. **「動物の譲渡希望者申込書」**
   2. **「対象者の基準チェック表」**
   3. **「引受人確認書」**

※引受人とは、申込者が万が一譲り受けた動物を飼えなくなった場合に、次の飼い主としてその動物のお世話をしてもらえる方を指します。

※引受人は親族でも知人でも問題ありませんが、申込者とは別の住居に住んでいる

方をご記入ください。

※書類審査後、引受人として申込されていることをご本人が承諾しているかを確認するために、当センターから引受人の方に電話をいたします。引受人の方には予めその旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

※譲り受けたい動物が決まった場合、65歳以上の申請者の方は、動物の譲り受けの日までに引受人の方にもその動物と会っていただく必要があります。

**⑷　借家・集合住宅にお住まいの方は、「ペットの飼養が可能であること、およびその**

**動物種・サイズ・頭数等がわかる規約など(コピー)」**

※既にペットを飼われている方で、規約などに飼養可能頭数についての記載のない場合は、管理会社等から書面での承諾書が必要です。詳しくはセンターまでお問い合わせください。

**※譲渡申込書類の提出は譲渡会当日でも後日でもお受けしております。**

**※上記⑴～⑶の書類は当センターと各支所の窓口でお配りしていますが、譲渡会当日にもお配りします。また大阪府HPからもダウンロードしていただけます。(下記URL参照)**

**(**[**https://www.pref.osaka.lg.jp/o120200/doaicenter/doaicenter/zyotonituite.html**](https://www.pref.osaka.lg.jp/o120200/doaicenter/doaicenter/zyotonituite.html)**)**

1. 譲渡前調査を受ける(平日のみ)。

センターまたは支所職員がお宅を訪問し、動物を飼う予定のお部屋の確認と聞き取り

調査を実施します。

1. 譲渡前講習会を受講(水曜日・日曜日の14時から実施)。※譲渡会当日に受講していただいた方は不要です。
2. 動物の譲り受け(キャリーバッグ等を持参してください。)

**※譲渡会当日に譲り受け・トライアルを決めても、その後の手続きで譲渡基準を満たしていないとセンターが判断した場合、譲渡をお断りさせていただく可能性があります。**

【トライアル制度のご紹介】

**●当センターでは動物の譲り受けを希望される方が「先住動物との相性確認」を望んでいる**

**場合、下記の条件を満たせば最大2週間のトライアル(お試し)も可能です。**

1. **先住動物とトライアルを希望する動物種が同じであること(犬と猫など、異種間の相性確認は不可)。**
2. **先住動物とトライアルを希望する動物が異性の場合、不妊去勢手術済であること。**

**※「手術をした際の料金明細書(コピー)または獣医師の診断書(コピー)」の提出が必須。**

1. **猫の場合****「1年以内の混合ワクチン接種証明書(コピー)」と「FIV・FeLVの陰性証明書(コピー)」****の提出ができること。**

**犬の場合「1年以内の混合ワクチン接種証明書(コピー)」と「狂犬病予防注射済証(コピー)」の提出ができること。**

1. **その他トライアル誓約書の記載事項を承諾すること。**

※トライアルに必要な書類は、実際に動物を譲り受けていただく日までにご用意ください。

※**トライアルは必須ではありません**。先住動物がいる場合でもトライアルを希望しない場合はそのまま譲渡が可能です。

※先住動物がいない場合はトライアル制度の対象外です。申込者やその同居者との相性確

認は行っておりません。



参考